

◆京都の労働メールマガジン 第44号◆

発行 2022年4月15日

京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月2回程度発信します。是非、ご登録ください。

——☆☆☆今月のCONTENTS☆☆☆——

- 【1】令和4年4月1日からの「パワーハラスメント防止措置」義務化と相談窓口のご案内
- 【2】京都勤労者学園 春季最新・労働法講座のご案内
- 【3】京都府生涯現役クリエイティブセンター令和4年度リカレント研修参加者募集！
- 【4】働く人の学びに関する情報収集サイト「京都リカレントナビ」を開設
- 【5】雇用調整助成金の特例措置等について
- 【6】外国人材入国時の待機に係る宿泊費用を支援します！

【1】令和4年4月1日からの「パワーハラスメント防止措置」義務化と相談窓口のご案内

令和4年4月1日から、中小企業においても「パワーハラスメント防止措置」が事業主の義務となりました。義務化に伴い、事業主は職場におけるパワーハラスメント防止のため、雇用上必要な措置を講じる必要があります。

事業主の義務

- 1.事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 2.相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 3.職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等

▼ハラスメント対応特別相談窓口のご案内

ハラスメントに悩む労働者や、ハラスメント防止に取り組む企業の担当者向けにハラスメント対応特別相談窓口が開設されています。働く方も、ご担当者の方もお気軽にご利用ください。

受付時間：8:30～17:15(閉庁時刻)

相談窓口：京都労働局 1階

▼詳しくはこちら

京都労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/news_topics/newpage_00001.html

京都労働局周知用チラシ(京都府庁ホームページより)

http://www.pref.kyoto.jp/rosei/documents/flyer_harasument.pdf

▼お問合せ先

京都労働局 雇用環境・均等室

電話:075-241-3212

【2】京都勤労者学園 春季最新・労働法講座のご案内

(公社)京都勤労者学園は、勤労者のキャリア形成と真のワークライフバランスの実現を促すため、さまざまな講座や情報を提供しています。

春季の「最新・労働法」講座では、労働基準法・労働契約法・労働安全衛生法・パートタイム労働法等の改正点を確認するとともに、基本的枠組みとその考え方について、初心者にも分かりやすく解説します。

* Zoom 聴講、団体受講、単発受講も可能です。

開講日:第 1・3 金曜日

全 9 回 <5/6, 5/20, 6/3, 6/17, 7/1, 7/8(第 2), 7/22(第 4), 9/2, 9/16>

(予備日 9/30(第 5))

時 間:19:00~21:00

受講料:9,500 円(テキスト代別途必要)(単発受講 2600 円/1 回)

会 場:京都市中京区四条御前ラポール京都 3F

詳しくは京都勤労者学園ホームページをご覧ください。

<http://www.labor.or.jp/gakuen/>

お申込み・お問合せ先:公益社団法人京都勤労者学園

電話:075-801-5925

【3】京都府生涯現役クリエイティブセンター令和4年度リカレント研修参加者募集!

京都府生涯現役クリエイティブセンターでは、キャリア相談から実践的な学びを提供するリカレント研修、人材マッチングまで、府内で働く皆様を支援しているところです。

このたび、「京都産業を牽引する人材の育成」、「地域課題解決の担い手の育成」の2つを目指し、6月から令和4年度リカレント研修を開講しますので、ぜひご応募ください。

○研修プログラム概要

<共通>キャリアの振り返り研修

<京都産業を牽引する人材の育成>

・経営マネジメント力養成コース

・新分野挑戦コース

・MBA 体験コース

・ベンチャー育成コース

<地域課題解決の担い手の育成>

- ・地域・社会貢献人材育成コース
- ・農業人材育成コース
- ・福祉人材育成コース

○詳細については、京都府生涯現役クリエイティブセンターホームページをご覧ください。

<https://recurrent-kyoto.com/training/#training>

○応募締切

令和4年5月27日(金) * 定員を超える場合は抽選となります。

○お問合せ先: 京都府生涯現役クリエイティブセンター

電話: 075-741-8600

メール: info@recurrent-kyoto.com

【4】働く人の学びに関する情報収集サイト「京都リカレントナビ」を開設

京都府生涯現役クリエイティブセンターでは、府内で働く方の新しい学びを支援するため、リカレント教育情報を掲載したサイト「京都リカレントナビ」を令和4年4月15日(金)に開設しました。

当サイトでは、主に京都府生涯現役クリエイティブセンターや府内の大学・経済団体など、多くの機関において実施されている様々なリカレント教育の情報を一元的に集約・提供しています。ご自身の目指したい姿や学習してみたい分野等で検索いただくと、各機関から発信されるタイムリーなリカレント教育情報を閲覧していただけますので、ぜひご活用ください。

○名称: 京都リカレントナビ (URL: <https://recurrentnavi-kyoto.com/>)

○特徴: 社会人に対する生涯活躍し続けるための実践的な学びを提供するナビサイト

(1) 主な対象者: 在職者

(2) 研修の実施主体: 府内大学、京都府生涯現役クリエイティブセンター、経済団体、職業訓練校等

(3) ナビ内での研修分類: 「社内で輝く」「新しい活躍の場を目指す」「地域・社会に貢献する」

○利用方法 リカレントナビ内での登録は不要です。サイト内検索を自由に行い、詳細ページの申込みボタンをクリックすることで、各実施主体の申込みページに繋がり、受講申請することができます。

○お問合せ先: 京都府生涯現役クリエイティブセンター

電話: 075-741-8600 メール: info@recurrent-kyoto.com

【5】雇用調整助成金の特例措置等について

○新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を休業させた事業主の方へ

雇用調整助成金においては、緊急事態宣言の対象区域、又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の公示に伴い、緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点措置の対象区域において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する企業について、助成率を最大 10/10、日額上限額を 15,000 円とする特例が設けられております。

なお、判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について、業況特例の申請を行う全ての事業主は、申請の都度、業況の確認が実施されますので、売上等の生産指標の提出が必要になります。

○対象となる地域や期間等の詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/manenboushi_00001.html

○新型コロナウイルス感染症の影響を受ける労働者の方へ

新型コロナウイルス感染症に罹患した方や、濃厚接触で仕事を休まれた方、臨時休校となった子ども等に対し、世話をを行った方などが利用できる可能性のある制度を京都府のホームページにまとめています。

※アルバイトをしている学生さんやパートの方も対象になる場合があります。

詳しくはこちらのページをご覧ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/rosei/shienseido.html>

<各種支援制度についてのお問合せ先>

○小学校休業等対応助成金・支援金、雇用調整助成金

コールセンター 電話：0120-60-3999

受付時間 9:00～21:00(土日・祝日含む)

○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

コールセンター 電話：0120-221-276

受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

【6】外国人材入国時の待機に係る宿泊費用を支援します！

～「京都府中小企業等外国人材受入緊急支援補助金」申請受付中～

京都府では、外国人材を必要とする府内中小企業等が安心して受入れできるように、新型コロナウイルス感染症の水際対策として、入国後に国から要請される待機に係る宿泊費用を

補助する「京都府中小企業等外国人材受入緊急支援補助金」の申請を4月1日から受付
ています。

■補助対象経費：国の水際対策への対応のために中小企業等が
負担したホテル等での宿泊費(出張に係るものを除く)

■補助率：補助対象経費の1/2以内

■補助上限額：1人1泊当たり3,750円

(宿泊日数は国が示す経過観察措置期間を上限とする)

■補助対象期間：令和4年3月1日～令和5年2月28日

詳しくは京都府ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/rosei/news/gaikoku.html>

是非ご活用ください。

○お問い合わせ先：「京都府中小企業等外国人材受入緊急支援事業」事務局

電話：075-284-0142

受付時間：月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)9時から17時

発行者：京都府商工労働観光部 労働政策課

電話：075-414-5494

FAX：075-414-5092

メール：rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等をご遠慮願います。